

## 2019年度 独創的研究助成費 実績報告書

2020年 3月 16日

報告者	学科名	保健福祉学科	職名	教授	氏名	近藤理恵
研究課題	韓国による不登校の子どもに対する体験活動支援に関する研究					
研究組織	氏名	所属・職		専門分野	役割分担	
	代表	近藤理恵	保健福祉学部・教授	社会学・社会福祉学	調査統括、実施	
	分担者	申宰休	ソウル市立大学・教授	スポーツ政策	調査実施	
研究実績の概要	<p>2017年の韓国の不登校の小学生、中学生、高校生の数は、52,539人であった。2015年には、47,670人、2016年には47,613人、2017年には50,057人であり、近年不登校の子ども数は増加傾向にあり、社会問題となっている。</p> <p>日本では、2016年12月に「教育機会確保法」が成立し、2017年2月から施行された。一方、韓国では、日本よりも先行して、2014年から不登校の子供の支援のための法律として「学校の外の青少年に関する法律」が存在する。</p> <p>こうしたなか、本研究の目的は、日本よりも先行して2014年から不登校の子どものための「学校の外の青少年に関する法律」を有する韓国において、韓国の不登校の子どもに対する体験活動支援の現状と課題について、とくに、不登校の子どもに対して支援を行っている学校外の青少年支援センターとソウル市ノウォンの青少年福祉センターに対するインタビュー調査をもとに明らかにすることにある。インタビュー調査により、以下のことが明らかとなった。</p>					

※ 次ページに続く

研究実績  
の概要

本法律により、既存の青少年福祉相談所等内に、女性家族部により、「夢をあげる」というセンターが設置され、現在全国222カ所のセンターにおいて、不登校の子どもと若者に対する支援がなされている。そして、その数は、2022年までに243カ所に増加される予定である。対象年齢は、9歳から24歳である。このセンターでは、大学生のボランティアによる学習支援、中学校卒業あるいは高等学校卒業の認定のための検定を受けるための支援、体験活動支援、就労支援を行っている。一方、ソウル市は、教育部による「友達と一緒に」というプログラムも存在する。ソウル市は、2014年から、ソウル市内の5カ所に「友達と一緒に」というセンターを設置し、小学校から高校生までの年齢の子どもを対象に様々な支援を行っている。このプログラムでは、学校に復帰することを目指している。具体的には、検定試験の支援等を行う「教育支援」、進路体験活動等を行う「進路支援」、相談や体験活動のプログラム等を行う「情緒支援」、健康支援を行っている。また、2019年から、プログラムに参加した子どもに対して、「教育参加手当」を支給している。この手当は毎月、小学生の年代の子どもには10万ウォン、中学生の年代の子どもには15万ウォン、高校生の年代の子どもには20万ウォン支払われる。支給条件は、このセンターのプログラムに2ヵ月以上週2日参加した場合、支払われるものである。子どもたちはこの手当を文化体験活動、交通費、食費等に利用している。2019年3月から8月までの間に合計406人の子どもたちがこの手当を利用した。

インタビュー調査より、女性家族部の「夢をあげる」というプログラムも、ソウル市教育部の「友達と一緒に」というプログラムも、教育支援や就労支援を含む体験活動支援、さらには健康支援を行っている点で同じであり、それらのプログラムは参加している子どもたちにとっては有効であることが明らかとなった。とくに、体験活動はそれにより子どもたちが活動的になるため、重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

また、両プログラムとも、参加者を集めることに困難を抱えていることが明らかとなった。こうしたなか、教育手当はプログラムに参加する動機を高めるとともに、実際に、その手当は、その手当により子どもたちの活動の範囲が広がるため、有効であることが明らかとなった。

日本ではこうした手当は存在しないため、不登校の子どもに手当を支給する政策は珍しい政策のように見える。とくに、貧困層の不登校の子どもにとっては有効な手当であるといえるかもしれない。一度学校に行けなくなった貧困層の不登校の子どもは教育の機会が十分に保障されない可能性が大きいためである。

今後、日韓の政策の比較をより詳細に行い、論文化する予定である。